

医療措置協定を締結する医療機関向けの 施設・設備整備補助について

新興感染症への対応力を強化するため、協定締結医療機関（協定締結が決まっている場合を含む）に対し「新興感染症対応力強化事業」として施設・設備整備に係る支援を行うこととしており、秋田県においては予算の範囲内で令和6年度に事業を実施することとしております。

つきましては、補助先を選定する上で参考とするため、現時点における補助金活用希望の有無等について別紙により回答をお願いします。 ※当該補助金の活用を希望しない場合は回答不要です。

<留意事項>

- ・整備又は納品が令和7年3月末までに完了するものを対象とします。
（令和7年度以降へ繰り越す恐れのある整備等は対象外です）
- ・「設備整備補助」は新規整備のみを対象とします（既存設備の更新は対象外です）。
- ・当該回答により補助が確約されるものではありません。

申請見込み額の総額が予算額を超過する場合は、別紙問1の優先順位、問2及び問3の回答内容を基に、補助金額の調整等が生じることがありますので、御了承いただきますようお願いいたします。

別紙提出期限：令和6年4月19日（金）（**厳守**）

別紙提出先（メール）：iryousochi@mail2.pref.akita.jp